

うべ元気ブランド・ゴールド認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、うべ元気ブランドのブランド力の向上を図り、もって本市の農商工連携等を促進するとともに、地域経済の活性化に寄与することを目的として創設する「うべ元気ブランド・ゴールド認証制度」を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請要件)

第2条 うべ元気ブランド・ゴールドの認証を受けようとする事業者及び製品は、次の要件の全てに該当しなければならない。

- (1) うべ元気ブランドに認証されている製品であること。
- (2) 本市やうべ元気ブランドのPRに積極的に取り組む事業者であること。
- (3) 認証を受けられる製品は1事業者につき1製品とする。

(認証基準)

第3条 うべ元気ブランド・ゴールドの認証に当たり、認証の基準は次のとおりとする。

- (1) 市場評価を得ている製品であること。
- (2) デザイン性に優れ、かつ環境に配慮したパッケージであること。
- (3) 食品添加物の使用は、必要最小限とすること。

(認証の申請)

第4条 うべ元気ブランド・ゴールドの認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、うべ元気ブランド・ゴールド認証申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(申請の審査)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請者及び製品（以下「申請製品」という。）について、第2条各号に規定する申請要件を満たしているかを審査する。

- 2 市長は、前項の申請の審査の結果、当該申請者及び申請製品が適当であると認めるときは、申請を受理し、うべ元気ブランド・ゴールド認証申請書受理通知書（様式第2号）により申請者に通知する。
- 3 市長は、第1項の申請の審査の結果、当該申請者及び申請製品が適当でないと認めるときは、申請を受理しないこととし、うべ元気ブランド・ゴ

ールド認証申請書不受理通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（認証委員会）

第6条 市長は、うべ元気ブランド・ゴールドの認証に関し必要な事項を審査するため、うべ元気ブランド・ゴールド認証委員会（以下「認証委員会」という。）を設置する。

2 認証委員会は、「うべ元気ブランド認証委員会」の委員長及び別表に定める各団体等からそれぞれ推薦を受けた者（以下「認証委員」という。）で構成する。

（認証の審査）

第7条 市長は、申請を受理した申請者及び申請製品について、認証委員会に認証の審査を付託するものとする。

2 認証委員会は、前項の認証の審査については、当該申請者から意見を聴くことができるものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、認証委員以外の者を認証委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。

4 前条及び前各項に定めるもののほか、認証委員会の組織及び運営に必要な事項は、市長が別に定める。

（認証の決定）

第8条 市長は、認証委員会の審査の結果に基づき、当該申請製品をうべ元気ブランド・ゴールドとして認証することの適否を決定するものとする。

2 市長は、うべ元気ブランド・ゴールドとして認証を決定したときは、うべ元気ブランド・ゴールド認証書（様式第4号）を、認証を受けた製品（以下「認証製品」という。）の申請者（以下「認証事業者」という。）に交付する。

3 市長は、前条の規定による認証の審査の結果に基づき、申請製品が認証製品とは認められないと決定したときは、うべ元気ブランド・ゴールド認証不承認通知書（様式第5号）により当該申請者に通知する。

4 認証製品とは認められないと決定した製品については、同じ内容で再度の申請ができないものとする。

5 市長は、必要があると認めるときは、第1項に規定する認証の決定に意見を付することができるものとする。

(認証の公表)

第9条 市長は、認証製品及び認証事業者について、市のホームページその他の方法により公表するものとする。

(認証の有効期限及び再認証)

第10条 うべ元気ブランド・ゴールドの認証の有効期限(以下「認証期限」という。)は、認証された日が属する年度の翌年度の末日とする。

2 うべ元気ブランド・ゴールドの再認証を受けようとする認証事業者は、認証期限の2か月前までに再認証申請書(様式第1-2号)を市長に提出しなければならない。

3 うべ元気ブランド・ゴールドの認証期限内にうべ元気ブランドの認証期限が満了するときは、うべ元気ブランド認証要綱の規定に基づき、その再認証の手続をしなければならない。

4 前三条の規定は、前二項の再認証の手続について準用する。

(認証内容の変更)

第11条 認証事業者は、次の各号のいずれかに認証内容が該当するときは、うべ元気ブランド・ゴールド認証事項変更届出書(様式第6号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 認証製品の名称等を変更したとき。

(2) 認証事業者の氏名、名称若しくは代表者又は住所等を変更したとき。

(3) 認証製品の生産、製造、販売等を1年以上休止又は廃止したとき。

(4) 認証製品の規格、形状、包装及び容器に係るデザインを著しく変更したとき。

(5) その他うべ元気ブランド・ゴールド認証申請書の記載事項等に変更が生じたとき。

(認証の表示)

第12条 認証事業者は、認証製品、包装、容器等のいずれかに認証製品であることを表示しなければならない。

(調査及び検査)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、認証製品の調査又は検査を行うことができる。

(認証の取消し)

- 第14条 市長は、認証製品について「うべ元気ブランド認証要綱」第15条第1項の規定に基づき、うべ元気ブランドの認証を取消したときは、うべ元気ブランド・ゴールドの認証を取消すものとする。
- 2 市長は、前項の規定により認証の取消しを決定したときは、うべ元気ブランド・ゴールド認証取消通知書（様式第7号）により、認証事業者に通知する。
- 3 認証事業者は、取消しの通知を受けたときは、直ちにうべ元気ブランド・ゴールド認証書を市長に返還しなければならない。
- 4 市長は、認証を取消したときは、その対象となる認証製品及び認証事業者を公表するものとする。

(認証事業者の責務)

- 第15条 認証事業者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、次に掲げる事項について特に留意しなければならない。
- (1) 認証製品の生産、製造及び販売を通じて積極的に宇部市のイメージ向上に努めること。
- (2) 認証製品の出荷量、流通量及び消費動向について把握するよう努めること。
- (3) 認証製品の計画的な製造、提供及び適正な品質管理並びに関係書類の保管に努めること。
- 2 認証製品に係る事故、苦情等（以下「事故等」という。）が発生したときは、当該認証事業者がその一切の責任を負うものとし、当該事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。
- 3 認証事業者は、事故等の問題が生じたときは、うべ元気ブランド・ゴールド事故等発生報告書（様式第8号）により、直ちに市長に報告しなければならない。
- 4 市が認証製品の事故等を受け付けたときは、認証事業者に対して速やかにその内容を連絡するものとする。この場合において、連絡を受けた事業者は、事故等に対し誠意を持って対応し、その状況を市長に報告しなければならない。

(市の責務)

第16条 市長は、認証製品について積極的なPR、支援等を行うことにより、うべ元気ブランドのみならず、本市全体のブランド力向上に取り組むものとする。

2 認証製品のPR及び支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月28日から施行する。